

第三十回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十号

昭和三十四年二月二十六日(木曜日)委員長の指名で次の通り小委員及び小委員長を選任した。

小売商業特別措置法案外一件審査小委員

- 岡本 茂君 小川 平二君
小平 久雄君 中井 一夫君
中村 幸八君 前尾繁三郎君
加藤 鐵造君 田中 武夫君
永井勝次郎君 松平 忠久君
水谷長三郎君
小売商業特別措置法案外一件審査小委員長 小平 久雄君

昭和三十四年二月二十六日(木曜日)午前十時四十五分開議

出席委員

- 委員長 長谷川四郎君
理事小川 平二君 理事小泉 純也君
理事小平 久雄君 理事中村 幸八君
理事田中 武夫君 理事松平 忠久君
理事赤澤 正道君 理事新井 京太君
理事岡部 得三君 理事岡本 茂君
理事鹿野 彦吉君 理事木倉和一郎君
理事坂田 英一君 理事始関 伊平君
理事關谷 勝利君 理事中井 一夫君
理事野山 武夫君 理事細山 義安君
理事渡邊 本治君 理事板川 正吾君
理事今村 等君 理事内海 清君
理事大矢 省三君 理事勝澤 芳雄君
理事小林 正美君 理事鈴木 一君
理事永井勝次郎君 理事水谷長三郎君

出席政府委員

總理府事務官 坂根 哲夫君
(公正取引委員 会事務局長)
厚生事務官 高田 正巳君
(業務局長)
通商産業政務次官 中川 俊忠君

通商産業事務官 齋藤 正年君
(大臣官房長)
通商産業事務官 松尾泰一郎君
(通商局長)
通商産業事務官 小出 榮一君
(重工業局長)
中小企業庁長官 岩武 照彦君

委員外の出席者
厚生事務官 中村 一成君
(社会局生活課長)
(参考人) 加納 久朗君
(日本住宅公団 総裁) 門 員 越田 清七君

二月二十五日

委員川野芳滿君及び西村直己君辞任につき、その補欠として福田越夫君及び前尾繁三郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置並びに小委員及び小委員長の選任に関する件
小売商業特別措置法案(内閣提出第一二二号)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第一三三三号)
特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

プリント類輸出促進臨時措置法案(内閣提出第一〇二号)

○長谷川委員長 これより会議を開きます。

この際小委員会設置の件についてお諮りいたします。目下審査中の小売商業特別措置法案及び商業調整法案の両案は重要法案でありますので、綿密に審査する必要がありますかと存じます。よって、この際、両案を慎重に審査するため、小委員十一名よりなる小売商業特別措置法案外一件審査小委員会を設置することにいたしたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

次に、ただいま設置いたしました小委員会の小委員及び小委員長の選任並びに小委員の辞任の許可及び異動の際の補欠選任につきましては、委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

小委員には
岡本 茂君 小川 平二君
小平 久雄君 中井 一夫君
中村 幸八君 前尾繁三郎君
加藤 鐵造君 田中 武夫君
永井勝次郎君 松平 忠久君
水谷長三郎君

以上十一名を指名いたします。小委員

長には小平久雄君を指名いたします。

○長谷川委員長 小売商業特別措置法案、商業調整法案、特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案、プリント類輸出促進臨時措置法案、確安工業合理化及び輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案並びに輸出品デザイン法案、以上六法案を一括して議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので順次これを許可いたします。なお小売商業特別措置法案及び商業調整法案の両案審査のため、参考人として日本住宅公団総裁の加納久朗君が出席されております。それでは質疑をいたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 私は小売商業特別措置法案につきまして、ただいまから若干の御質問をいたしたいと思っております。大臣の出席の要求をいたしておきましたが、大臣見えておりませんので、大臣に対する分はあとに譲りまして、幸い大臣にかわって政務次官が見えておりますので、政務次官にまずきわめて愚問ではありますがお伺いしたいと思っております。御賢答をお願いいたします。きわめて愚問ですが、この法案の目的は何ですか。

○中川(俊)政府委員 小売商業特別措置法案の目的といたしましては、十分御承知と思っております。十分御承知と思っております。どうもあまりこまかいことを私が答弁するものなんでしょうから、事務当局から答弁いたさせます。

○田中(武)委員 それは大臣におかしいと思っております。僕は大臣に質問しようと思っておったけれども、大臣が見えていないから政務次官にお伺いするのだか、こまかいことか大きかいかということかということやなく、少くとも法案を提出するに当りましては次官会議を経たはずであります。立案せられたのは、なるほど中小企業庁かもしれませんが、私は、政治的にこの法律案がどのような意義を持ち、どのような目的を持って提案せられたかをお伺いいたしてあります。大臣が次官でないといは私に答弁を求めません。

○中川(俊)政府委員 田中君は委員会に御出席になっておりますから十分御承知と思っておりますが、この法案につきましては提案理由の説明もいたしております。要するに、小売商が今日組合並びに百貨店その他の大企業から圧迫を受けておる。これをいかにしたら小売商の振興に資するか、こういうことが目的なのです。ですから提案理由をお持ちでしょうから、一つ十分ごらん下されば、私がここでできるいろいろなことを申し上げなくてもおわかりでございます。百貨店、大企業の進出、購買会、消費生活協同組合、これらによって小売商が今日非常に圧迫を受けている、これをいかにしたらいいかというところがこの限目でございまして、大へん恐縮ですが、提案理由の説明を十分一つ御検討願いたいと思っております。



が、この法案を見ると一番重点を置かれておられるのは消費者に対する面だけな  
らぬであります。従つて小売商と消費者  
生活同組合との間に相争おしめるとい  
う分裂政策にほかなりません。そうい  
うふうにお話します。今値引きをして  
云々というふうなお話もありました  
が、それではお伺いしますが、一体小  
売価格がだれがきめるのですか。

○岩武政府委員 いろいろなきめ方  
があると存じております。たとえばメー  
カーなり問屋が小売価格をきめて内口  
銭の場合もございましょうし、あるいは  
その地域々々の競争関係できまる場  
合もございましょう。それからこれは  
すでに成立している法案でございま  
すが、再販価格維持契約というので役  
所が認めているものもあると思いま  
す。いろんな場合のきまり方がある  
と思ひますので一がいには申せないと  
思ひます。あるいは個々の小売商の  
状況いかんで安く売る、あるいはあ  
る程度の値段で安定しているという  
売り方もございましょうし、一がい  
にきめられるものでもないと思つて  
おります。

○田中(武)委員 もちろん政策的に法  
規命令をもつてきめる場合は別です  
そうでない場合は小売価格は小売商が  
きめるものじゃないと私は思ひます。先  
ほど申しましたが、仕入れのときに  
小売の値段というものはきまるので  
す。そう思ひませんか。

○岩武政府委員 経理的に申します  
れば、仕入れ値が基礎になるべきこと  
は当然だと思ひます。しかし仕入れ  
値を維持し得ない場合もあることは、  
これまた事実でございまして。ある  
いはるんな特約関係とかその他の関係

第一類第九号 商工委員会議録第二十号 昭和三十四年二月二十六日

を通じておのずから売り値もき  
まってくる場合もあるわけでありま  
す。いずれにしても、健全な経営であ  
りますれば、仕入れ値を基礎としたも  
のに若干の経費、マージン等を見るの  
が普通の正常な経営状態であらうか  
と思つております。

○田中(武)委員 その通りですよ。と  
もかく仕入れの値段によつて、その  
営を維持するに足る、相当といいま  
す。適当なマージンをつけて売るのが  
普通の商売だと思ひます。小売商振  
興だ、こう大きくうたわれておるが、先ほど  
申しましたように、政府はまず独占禁  
止法の緩和をはかる、輸出入取引法の  
改正を考へて、それが国内のカルテル  
にまで及ぶというふうなことを考へて  
おる。そういうことは小売商の仕入れ  
値段を高く維持しようという政策じや  
ないですか。そういうことを一方に  
とつておられるが、こういうちやちや  
ものを出して、これでもって小売商振  
興だなどとよく言えたものと私は思  
ひますが、いかがなものでしょうか。

○岩武政府委員 独占禁止法の改正に  
ついてはいろいろ御意見もあるだ  
らうと思ひます。われわれとしては若  
干の意見もありませんが、今御指摘の  
点はむしろ不況期の価格暴落を防止す  
るという措置の点だらうと思ひます。  
その点になりますれば、これはいろん  
な見方があるだらうと思ひます。小  
売商といつたしましても、あるいはそ  
のメーカー関係におきましても、元  
値がむちゃくちゃに下る、動くとい  
うことでは商売がでにくいのは当然  
でございまして。しかしながら一面  
おきましては、下るときに価格が下  
らないということ、価格の硬直性を維持

する作用を持つこともこれまた当然  
らうと思ひます。そこらあたりはむ  
しう法律の運用の問題でありまして、  
一がいには独占禁止法の緩和が小  
売商の経営の安定を阻害するとい  
うふうには言  
い切れないだらうと思ひます。

○田中(武)委員 独占禁止法のことに  
ついては、またあらためて争う場合  
もあるかと思ひます。それから入  
りませんが、少くとも独占禁止法が改正せられ  
るといふことは消費者、中小企業小  
売商に対して大きな圧迫であること  
は言  
うまでもありません。これはあくまで  
独占価格を維持される産業政策を一方  
に考へておられるが、この法律を出  
して、われわれは小売商のために考へ  
て、こういうことを言うのはおこが  
ましいと申し上げておるわけでは  
ありません。この法案を見ればよくわ  
かることは、この法案を見ればよくわ  
かる。何回も私が申し上げておること  
は、長官あるいは次官も御承知と思  
ひますが、今日小売商が八つの願  
いといふか八つの要望を掲げている  
ことは御承知と思ひます。この八つ  
のうちこの政府案にどれだけの  
ことが盛り込まれているか、こ  
う見ました場合に、上とか下  
とかいふ言葉は適当でないと思  
ひます。小売商中心に考へて、それ  
より資本に近しいといふか独占資本  
企業に近しい面に対しては何ら  
触れていない。そういう小売商  
から同列以下の——以下とい  
う言葉はどうかと思ひますが、  
下に対して小売市場に若干の配  
慮があるといつてもこれも間接  
規制で、それから消費者に  
対する面だけが、これに  
入つておると思つておる。ただ  
意味のお話があつたと思つて  
おります。

小企業政策、小売商政策が、いわゆる  
資本企業、大企業に対しては何ら手  
を施すことなく傍観しておりながら、  
消費者の面に対してのみ圧力をかけて  
おることによつて、中小企業政策だ  
と考へておられることを明らかに物  
語つておると思ひますがいかがで  
しょう。

○岩武政府委員 小売商関係の法案で  
何でもかんでも小売商に  
関係のあるす  
べてのことを解決するといふことは、  
立法技術的になかなかむずかしい問題  
だらうと思ひます。お説のように、政  
府とあわせお考え願へれば、そういう  
点ははつきりするだらうと思つて  
おります。われわれとしては、小  
売商側から出ておる八つの希望  
条件もよく承知しておる。こ  
れにつきましても、前回は申し上げ  
ましたように、小売業者の登録制等  
につきましては、これは全般的な  
雇用配置等の産業政策が確立  
いたしませんと、この面だけで  
制限措置を講じてもおそ  
らく意味がないのじゃないかと思  
つております。座敷のごみをちよつと  
支障に捨てるだけの話でありまして、  
やはり支障から、家全体をきれいに  
する必要がある。小売商と同じよ  
うな立場にありますいろいろなサー  
ビス業の各分野につきましても、  
同じような問題が起りますので、  
これはもう少し総合的な全般的な  
雇用配置等の政策と関連をもつて  
解決すべきものだと思つて  
おります。これは前々回御説明  
した通りであります。

それから、あとの小売商側の希望  
は、その趣旨におきましてはだ  
いぶ入つておると思つて  
おります。ただ

つか申しましたが、たとえばメー  
カーや問屋の小売行為を法律で押  
えるとい  
う問題がございまして、これは立法  
技術ないし行政の円滑な運用のため  
にいかかかと存じまして、むしろ  
申し上げますように問題をケ  
ース・バイ・ケースに  
関係官庁が責任をもつて片づ  
け得るように、あつせん調整とい  
う制度を設けた次第でござい  
まして、おそらくはこれが一律  
的な取締り政策よりも実効があ  
げることだと思つて  
おります。

○田中(武)委員 長官も大臣も同じよ  
うなことを言うのです。ケ  
ース・バイ・ケース、お  
いおいよくしていくんだ、  
こういうことを言われているので  
す。そういうことでは間に合  
わぬと思ひますが、それはあ  
とで申し上げますが、それ  
からいろいろ総合的な面  
で、もちろん小売商の振興を考  
へる、こういうことなん  
ですが、それは今日や  
かましく言われておるの  
は百貨店からの圧迫、ある  
いはこれの傍系とも見  
るべきスーパー・マ  
ーケットこういうものが  
あります。百貨店のこと  
については、すでに当国会に  
社会党は百貨店法の一部改  
正案を出し、当委員会に付託  
になっております。次官にお  
伺いしますが、ただいまの  
局長の答弁に関連して  
社会党の百貨店法の改正案に  
、誠意を持って与党も政府も  
審議に応ずる用意があるか  
どうかお伺いします。

○中川(俊)政府委員 その前に先ほど  
ちよつと私の答弁という  
ふうなことがござい  
ましたから申し上げてお  
きたいと思ひますが、田中  
さんは先ほど英國の例を引  
いて消費者との分裂政策  
とつておるのじゃないかとい  
うふうな意味のお話があつた  
と思つております。

社会党というお立場上、そういうお言葉も出るのかと思いますが、しかし政府は決してそういうような意図は全然ございません。これは私はこの小売商の特別措置法を出しますときに、事務当局からよく聞きまして、今のお話のような点が、もし社会的に誤解を及ぼすと非常に困るから、この点は十分注意をしなければならぬということ、私は、私も実は注意したくらいなんです。それは全然ございません。ただいかに生協の員外利用がひどいというような点から、小売商をこのままに置いて放置しておいたら、小売商というものは百貨店なり生協なりの挾撃を受けて立ち行かなくなる。これは何とかしなければならぬという観点から、この法案を出したので、すから、もし御心配のような点がございましたら、こういう点はいかぬじゃないか、これがどういふふうな誤解を招くじゃないかという点を、一つ十分に御注意もいただき、また審議の過程におきまして、そういう点は十分御審議をいただいて、そういう誤解のないようにお互いに努めたいと思えますから、一つその点は御了承おきを願いたいと思えます。

次に、最近御承知の通り百貨店のかげ込み建築なんかが一時期行われまして、非常に一般小売商に対処するところの圧迫がひどいというふうなことも、あの当時議論になったわけですが、そういう点につきましては、社会党さんの方でお出しになりました点、その他政府の方でも十分検討して、御趣旨に沿いたいという気持を持っておりまして、一つ御協力を願いたいと思えます。

○田中(武)委員 この法案が小売商と消費者あるいは生協との分裂をねらっている、こういうことに対する次官の弁明があったのですが、私が社会党の立場からそう言ったとおっしゃるならば、あなたは政府の立場からそう言わざるを得なかった、こういうことでおいておきましょう。

もう一つは百貨店法の改正についても、今はっきりと誠意を持って審議に臨む、こういう御答弁があったので、すから、これを了承いたします。そこでこれはむしろ長官の方がいいかと思いますが、先ほど長官の答弁に出ておりましたが、いわゆるメーカーの直売、あるいは卸の小売の問題については、いろいろの場合があるので、ケース・バイ・ケースでやるということとで、こういうことにしたので、こういうことなんです、もちろんわれわれも豆腐屋さんが自分で作った豆腐を御小売することを云々するものではないと思いません。しかしながらすでに御承知のように大きな面においてこういうことが小売商の大きな圧迫になっておる、こういう点があることを御承知と思えます。その一例として私は医薬品について申し上げたいと思うのですが、これはもう長官も御承知と思えますが、一月二十五日の朝日新聞にビタミン剤の安売り合戦という見出しが出ております。それから二月十二日の読売新聞がずっとこのころ出しておる共存共食——共存共食ではありません。共存共食という見出しで、過当競争等の面についてのいろいろな記事を出しておる中に、今申しました二月十二日に特に薬の問題について出してあります。それによると六割引の乱売

店、こういうような見出しがついておるのです。御承知と思いますが、いわゆる現金問屋なるものが大阪あるいは神戸にも、東京にも最近できたようですが、ありまして、その問屋がほとんど小売をやる。そういうことで付近の薬局と申しますか、売薬店がもう軒倒れているというふうな実情が、各所に現われておる。こういう事実は御承知でしょうか。

○若武政府委員 大阪方面で特に薬関係の不当販売が激しいということは承知しております。またその根が薬の問屋にあるようだという事も承知しております。また別に大阪で、御承知と思えますが、千日前だと思えますが、問屋がある種の建物を借りて、派手な小売行為をやっておる。府からも何とか方法はなにかという照会を受けております。そこで早くこの法律が成立しなければ手が打てないのだ。国会にも早く通過していただくようお願いしようと言ったばかりであります。そういうふうなことで、実はそういう問題を解決するためには、この法律が要るのだ。逆に全部禁止ということになると、たとえば御承知と思えますが、大阪の井池あたりで生地問屋、織物問屋がありますが、そこへ来るお客さんが一々小売商か、あるいは消費者か身元を調べて売るといふようなことでも、これも商売はできません。そこらあたりはやはり私が先ほど申し上げました通り、御指摘のような顕著な事例を解決いたしますために、われわれの方の政府案のやり方が実際に合うのではないか、こういうことを申し上げた次第であります。

○田中(武)委員 本法第一条には御承知のように「小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去し」とあるのです。今一例として申し上げましたところの薬の現金問屋なるもの、こういうものは正常な小売の秩序を乱す行為ではないでしょうか。

○若武政府委員 さようでございますから、それを除去するためにこの県知事のと考えておるのであります。○田中(武)委員 調停、あつせんでははだめだと思っております。この件についてはまたあとでお伺いしますが、私はやはりわが社会党が提出いたしております商業調整法のように直接的にメーカーの直売あるいは卸の小売行為を規制する方法を考えなければならぬのじゃないか、このように考えておるわけなんです。これはまたあとで調停の方でお伺いすることにしたしまして、ちょうど薬の問題を出しましたので、薬務局長が見えておりますから若干の質問をいたしたいと思えます。今申しておるような実情は薬務局長御承知と思えますが、むしろ売薬につきましては中小企業庁というよりかあなたの方の管轄ですが、そういうふうな実情について薬務局長は何かの対策をお考えになっておりましたら、お伺いいたします。

○高田(正)政府委員 大体大阪あたりが一番問題が多いのでございますが、大阪を中心として、関西の他の地域にも若干波及し、東京にも若干実態が違いますが、多少の混乱というものが現存しておるということは承知をいたしております。実は私も田中先生と同じような憂慮をいたしておるわけでありまして、ほかの商品でも同じこ

とでございますけれども、医薬品の場合におきましては、さようなことが行われることによりましていろいろ混乱を生じて、ひいては良質な医薬品を生産し、これを国民に使用させるということについても、このままほうっておきますと心配だ、国民保健衛生にも関係が出てくるようなことになりかねない、まだそういう事態でないと思いたすが、なりかねないということ、私ども憂慮いたしております。それでこれらの現象をどうするかということ、通産省あたりともいろいろお知恵を拝借して、なお現地の府県当局ともいろいろ相談をして考えておるわけでございますが、現在の法律の建前ではなかなかこれをびたりと何とかするといふわけには参らぬのでございます。私の方に薬事法という法律がございまして、これはむしろ保健衛生の立場から取り締まる法律でございまして、さような法律で相当こまかい規制をいたしておるわけでございます。しかし立場があくまでも保健衛生を維持するという立場の法律でございまして、純然たる経済行為の規制ということはないままいたしておりません。従ってすでに成立をいたしておりますいろいろな中小企業保護というふうな法の運用によって何とかならぬかということになるわけでございますが、なかなか今までのものではうまく参らないのでございまして、それで新たな法律が制定せられれば、この問題に対処いたしますにつきましても、一つの手助けになると思いたすが、私どももいたしましてはとりあえずこれが業界自体の経済問題に関することであつて、しかもメーカーと卸、小売との相互の問題として

とを申し上げます。ほかに商品でも同じこ

解決をする分野がある程度あるんじゃないか、こういうことで実は昨年来メーカー、小売、卸の三者の協議会を全国的並びに地方的に持つてもらいまして、これでいろいろ原因を追究し、お互いにとっていかなければならぬことを話し合ひでやってみよう、こういうふうな現状でございます。

大阪の場合におきましては、ある程度商品の流れの実態等が把握されて参りまして成果を上げつつある、かように私も考えております。しかしながら今後いろいろな知識をほりまして、この問題については真剣に対処して参りたい、かように考えておるわけでありませぬ。

○田中(武)委員 憂慮をしており、真剣に対処していきたい、こういうことですが、事態はもうすでに大きな社会問題にまで発展しようとしておるわけなんです。そののんびりとしておれないと思ふのです。そこで一つお伺いしますが、この現金問題と称せられる薬の乱流をやっておる問題と言いますか、これは資本系統は三國人じゃないでしょうか。三國人の資本が入っておる、こういうふうにも思われますが、そういう点はいかがでしょうか。

○高田(正)政府委員 資本系統は、これらの問題が全部三國系というわけではございません。さような系統の資本もあるやに聞いておりますが、それはごく一部であると私も考えております。

○田中(武)委員 この医薬品につきましては、先ほど局長も言われたように、薬事法によっていろいろと規制監督の規定があります。ところがこれが今日どのように運営せられておるのか

ということに對しまして、われわれ若干の疑問を持つわけですが。たとえば薬事法によりますれば、その二十六条です、これは手数料を納めて登録さえすれば、幾らでも売薬が作られる、こういうふうな思われなわけですが、少し薬を作り過ぎておるのではないですか。言うならば厚生省は、害にならないければきかなくとも許可する、こういうふうな方針のように思われがいかかかぬか。害さえなければきかなくかきかぬか第二なんだ、こういうことで許可しているように思われるのですが、いかかでしょうか。あまりにも多過ぎる。

○高田(正)政府委員 薬の許可の方針といたしましては、もちろん無害有効な薬を許可しておるわけでありませぬ。その有効の度合いというものは、薬によつていろいろございまして、その度合いを越えた、実際に持っているその力以上の広告等を誇大にいたしますと、それはその面を取り締る、こういうしつけになっておるわけでありませぬ。それからあまり許可をし過ぎるのじゃないかという仰せでございませぬが、薬は御承知のようにいろいろな処方がございます、また種類もいろいろございまして、さらにその上に処方いろいろございまして、あるものを許可しないというわけにも参りませぬ。有効無害であれば原則として認めていく、こういう立場をとつておるわけでございます。

ただ今御指摘になっておるような乱流問題等起します一つの遠因となつておるようなこととして考えられますのは、薬の種類をあまり許可するということよりは、むしろ作る量を全体的に慢性的な生産過剰のような

格好を呈しております、むしろその方が問題であらう。ただしし作る量につきまして規制をいたすということは、現在の建前では役所の立場といたしましてはいたしておらぬ、かような実情でございます。

○田中(武)委員 薬の量も多過ぎるし、また薬の数も多過ぎるし、作る量も多過ぎる。ここにこういう問題が起ると思ふのです。たとえばビタミン剤一つをとらえてみても、今各社の出しておるビタミン剤が何種類あるかというところを、局長自体も御存じないと思ふ。どうでしょうか。それはもう答弁要りませぬ。それほど多いのです。しかも私の聞いておるところでは、まず需要の面からいきましたれば月間七十億円くらいのもので、それに対して薬の生産は百十億から百二十億くらいのものである。約百二十億程度の月産に対して実際の需要は、日本人は薬好きだといわれてよく使つておるのですが、それで七十億なんです。そうすると五十億というものが生産過剰になっておる。ここに

私は乱流の一番大きな原因があると思ふのですが、この点につきまして何か監督官庁として手は打てないか。先ほどもちょっと触れられたようですが、これは野放しするよりはかに手はないのですか。

○高田(正)政府委員 御指摘のような実情が確かにあると思ひます。監督官庁といたしまして、法律的に権限といたしましてこれに手を打つわけは参らぬと考えますが、業界自体の自衛といえますか反省といえますか、さような観点からこれらの問題に対処していくものと考えております。さような空気を醸成することにつきましては、私ども

もいろいろと苦心をしておる。さような空気が業界自体にすでに相当強く出て参つておりますので、それらの点は今後相当効果を上げて参るものと私は考えておるのであります。

○田中(武)委員 このような状態であれば、月に五十億ずつよけい実際の需要を越えて生産していればいつかは破綻すると思ふ。今日テレビを見てても新聞雑誌を見てもラジオを聞いても、一番広告をよくしておるのがまず電気機械器具、それからこの薬、化粧品、それから繊維、次が酒類、こういうふうなところがあります。一番よくやつておるところが、やはりそれだけ苦境に追い込まれつつあると思ふ。先ほどお話をありました薬事法の三十四条ですが、これは誇大広告についての規定がある。これはその効果を越えてやつた場合に云々といわれておるが、これはその限界をどこにとるかということは大へんむずかしい問題だと思ふのですが、もうこのラジオを聞いておつてもテレビを見てもおつても、ほとんどこればかりで、要はきくことより、いい薬だということより、か、より多く人の耳にその薬の名前を吹き込む、これが商術といひますか、商売のようになつておる、このように考えるわけですか。しかもこれらの大きな広告費は一体だれが負担するかといへば、結局は消費者が負担しておる、こういうことにならうと思ひます。これはこういうのがあつて民間放送なりテレビ会社なりが成り立つのだらうと思ふが、こういう状態を、薬事法という法律があり誇大な広告を禁止する規定があるという立場から、局長はどのように見ておられますか。

○高田(正)政府委員 医薬品の広告が非常に多いという事は私も十分承知をいたしております。その中で今御指摘の三十四条に触れるようなものにつきましては、私も相当精力を費して取締りをいたしておるわけでございますが、三十四条に触れないいわゆる一般のPR、これにつきましては、今御指摘のようにこれも相当多いことは事実でございますが、ただこのことを必ずしも悪いと言つてしまつても参らぬのでございませぬ。と申しますのは、医薬品というのは非常に種類がいろいろございまして、やはり長い間の研究の結果あるものを作つてこれを世間に出しますには、最初ある程度知らせるということがあるのでございませぬ。しかも日進月歩でこの製品が進歩して参りますので、それであればあるほど知らせることが必要になつてくる。知らせませんと量産もできない。そうすると非常に一つ一つのコストが高くなつて参りまして、結局薬も非常に高いものにつく。この他の商品も同じようなことであります。医薬品におきましては特にその事情が強いのでございませぬ。従つて必ずしも広告をいたすということが、非常にけしからぬことであるというふうには私も考えておるわけでも、しかし御指摘のように広告が非常に目につく、中には医薬品として三十四条には触れないけれども、どうも社会常識上いかにあつたらうか、かようなものもなきにしもあらずでございませぬ。この点は十分自衛してもらいたいというふうには私も考え、またこのような方針に対処をいたしておるわけでございます。

○田中(武)委員 外国のやり方をいろ

いろいろ見てみますと、医薬品の製造許可をとる場合に、広告の方法あるいは小売価格等をちゃんと最初から許可事項にするといったような方法をとっておるところも多いようです。日本の場合は薬事法でやっておるんだが、実際に今言ったような状況になっておるわけです。これをもう少し変えて、許可をする場合に、広告の方法とか最終販売価格ということまでも許可事項にするというような方法はとれませんか。なお定価販売と一応銘打って、箱なり入れるものに定価の入っておるもの、たとえば今の薬あるいは化粧品あるいは電気機械器具、こういうものが一般小売店のおとりに使われておる。ほかのものなら大体幾ら口銭があつてどうということとはわからぬ。だが薬とか今申しました化粧品、電気機械器具等は一応小売価格が入つておる。それを何割か安く売るといふことで、他の商品もこれは安いであろうという印象を与える商売をやつておる。そういうおとりに販売にこういうのが使われておる。しかも国民の保健衛生に直接関係のあるこういう医薬品が、そのようなおとりに販売に使われるというような傾向に対して、薬務局長としては、監督官庁の立場からどのようにお考えになりますか。

○高田(正)政府委員 全般の広告の方法なりあるいは最終小売価格、定価と申しますか、それを許可をいたす場合に、それも含めて許可をいたして、さようなことを規制するようなことは考えられぬかという仰せであります。これは結論的に申しまして、そこまでやりますと、現在の医薬品といえども一つの化学工業の製品でありまして、

反面保健衛生に用いられるということでございますが、同時にまた一つの製品でございます。現在の産業界の建前からそこまで参りますことは、なかなかこれは法律上も問題があるのじゃないか、かように私は考えております。

○田中(武)委員 はなはだ不適当なとこれはあくまでも国民の保健衛生に直接関係のある問題でございますが、現在のような状態ではほんとうに遺憾す

べき問題だと思つております。十分な今後の対策、措置を要望いたします。ついでに、これは本法には直接関係はないかと思つて、医薬品の問題に触れましたので、こゝでちょっと局長の御意見を伺つておきたいのですが、まあ薬剤師という称号といふものは、その人たちは、昔でも高等専門学校あるいは国家試験、今日では薬学大学、大学の薬学部というような最高の機関を出た人なんです。こういう人たちが今日では店番をして歯みがき粉や化粧品を売つておる、こういう状態については、人当資源の活用の上からいって、私はあまりかしこいやり方ではないと思つて、少くとも最高の専門的な知識を得ている人々であるから、その人たちが町の科学者といふか、少くともお医者さんの診断を必要とする以前といふか、その程度の病人等からいろいろと保健的な相談を受けるような立場で、これは当然あるべきだと思つておる。そういうような点を生かしていく必要があるかと思つておる。ところが今日毎年新規に薬学大学、大学の薬学部を出る人が三千人近くおられます。すでに今日においても、先ほど申しましたような現金問屋と称せられるような薬の乱売が行われておる、既存の薬局ですら維持が困難である、毎年三千人ずつ新しく出てきた人、これは製薬会社なりあるいはその他の適当な方面へ行かれる人もあるが、その大半がやはり町の薬剤師として巣立つていかれると思つておる。これは将来一体どのようなことになりませうか。ことに医薬といふような国民の保健衛生に直接関係のある問題だから、適正配置といふことが当るかどうかわかり

ませんが、いわゆる薬局の許可といふか、所在地を適正に配置するとか、方法も考えていかねばならないのではありませんかと思つておる。しかも、きょうは文部省の人たちは見えておらぬので、これも呼んでおつたらよかつたと思つておる。聞くところによつたら、おとりに新しく薬学大学とか薬学部を二、三許可しようという動きがあるそうです。そうするとますます薬剤師を製造していくが、これの消化といふ言葉が適當ではありませぬが、これらの人々を適正にそれぞれが、技術、教養を生かして国民の保健衛生に寄与せしむるという方法が欠けておるのじゃないか、このように思つておる。今後の対策を一つ伺つたいと思つておる。

○高田(正)政府委員 薬剤師というものは今御指摘のように最高の学問をおさめて、しかも国家試験を受けて初めて得る資格であります。これが今日十分にその使命を果してないじゃないかという御指摘、それは一面の眞実を御指摘になっておると思つておる。まず薬剤師の使命をいふところは、調剤をすること、それが使命であります。それからさらに薬品の製造等に従事をしていくというふうなことも大きな使命でございますが、さらにまた医薬品の販流その他の取扱いをいふたすといふことも大きな使命でございます。今日欠けておることは、薬剤師の非常に重要な使命でありまして、病院に勤務いたしておる薬剤師はやつておられますけれども、いわゆる町の開局薬剤師はその方の使命をほとんど果してないといふふうな現状であることは事実で

ございます。これに関連した問題がいわゆる数年来やかましく騒がれました医薬分業の問題でございます。しかしこれも御存じのような格好に、一応結論が打ち出されまして、今日では法律制度といふことよりは、むしろ現実に対処せんがごんごん町に出てくるような具体的な方策を、どうしたらとれるかといふことでございます。さうな段階にきておるわけでございます。こゝ一年來処方せんの出方も相当急カーブで上昇をいたしておる。しかし全体から見ればわずかなものでございまして、最近非常にふえてきたといふことは事実でございます。今後ますますふえるような方向に私どもとしては努力をいたさなければならぬ、同時に薬剤師各位の努力も必要かと思つておる。努力をいたして参るべきものだと思つておる。

そこでちよつと申し上げておきたいことは、町の科学者としていろいろ御活躍を願つておることは大へんこれはけっこうなことでございまして、お言葉のございました医者にいかぬでもない程度で病人の相談に応じて云々といふことでございまして、あなたの病気がどこが痛いのだ、それはこういう病気がどうからかういふ薬と、こういうことになりまして、医者の分野に入り込むことになりまして、若干そこはデリケートなところがございまして、さうな御趣旨の御質問でなく、むしろいろいろ町の科学者として相談に應じるといふふうな御趣旨の御質問であつたと了解をいたしたいと思つておる。それから適正配置の問題でございますが、これは結論的には私どももさ

ございます。これに関連した問題がいわゆる数年来やかましく騒がれました医薬分業の問題でございます。しかしこれも御存じのような格好に、一応結論が打ち出されまして、今日では法律制度といふことよりは、むしろ現実に対処せんがごんごん町に出てくるような具体的な方策を、どうしたらとれるかといふことでございます。さうな段階にきておるわけでございます。こゝ一年來処方せんの出方も相当急カーブで上昇をいたしておる。しかし全体から見ればわずかなものでございまして、最近非常にふえてきたといふことは事実でございます。今後ますますふえるような方向に私どもとしては努力をいたさなければならぬ、同時に薬剤師各位の努力も必要かと思つておる。努力をいたして参るべきものだと思つておる。

うにいたしたいと考えております。今  
日都会には非常に密集しており、  
が、薬剤師、薬局の全然ない村もある  
わけでございます。こうなりますと、  
医薬分業等が実際行おうとして行えな  
いということになりますので、さよう  
なことではないようにいたしたい、かよ  
うに考えておられるわけでございますが、  
その方法、一体どうしてそれを実現す  
るかというところにむずかしさがある、  
一部の御希望では、法律でそういうふ  
うなことをきちんと規制してしまつた  
らどうかというような御要望もあるよ  
うでございます。これもブライベート  
ないろいろの開業を規制するというふう  
なことは、なかなかめんどうな問題で  
あるようでございますので、この点  
につきましては、私も今後十分検討  
して参りたい、検討々々と言つていつ  
までもけしからぬじゃないかというお  
言葉が次に出るかも知れませんが、さ  
ような意味合いでなしに、ほんとうに  
本格的にこれは取り組んで参る態勢で  
今進んでおります。ただ非常に方法は  
むずかしいということだけは、一つこ  
の席でも申し上げておきたいと存じま  
す。

○田中(武)委員 私が申し上げたの  
は、いわゆる診察という意味でなく  
て、頭が痛い、かぜだ、こういうこと  
になった、それならこういう薬、こう  
いうような相談ですね、ところが今日  
あまりにも、くしゃみ一つで何三錠、  
というふうな広告が出ておられますか  
ら、この広告で、頭が痛い、かぜを引い  
た、相談なしにこれだ、こうきめてしま  
いますね。これは広告がある程度規制  
することによって専門的な方面で広告  
をする、こういうかぜだといえは、こ

ういうのがいいのじゃないですかとい  
うような相談相手になり得るような意  
味で、私は考えておられるわけです。それ  
からそれは適正配置といえますか、規  
制の問題につきましても法律問題とし  
てやるとかいうことになりまして、い  
ろいろの問題もあると思いますが、何  
か基準法のようなものを設けて、都会  
地といえますか市街地なら何メートル  
とか、人口何人というふうな考え方も  
も、一つの方法ではなからるか、この  
ように考えます。

それからついでですから申し上げて  
おきますが、俗に自由業といわれる弁  
護士とか計理士、公認会計士、いろい  
ろあります。そういうふうにあげた場  
合に、学歴、国家試験等から考えても  
薬剤師は同じような範疇に入らと思う  
のです。ところが独立した薬剤師法と  
いう法律がない。字もこの師が違いま  
すか、どっちのシが偉いのか私知りま  
せんが、とにかくそういうような点か  
ら見ても、この点に対する監督官庁と  
しての全般的な、総合的なお考えが抜  
けておる点が若干あるのじゃないか、  
このように考えますので、そういう点  
について要望いたしておきまして、こ  
の点は終りたいと思ひます。

で考えていく、このようなことで現に  
そのことを考えに入れた改正案を出し  
ております。先ほど政務次官からもこ  
れについては社会党提出といえども、  
政府も誠意を持ち、自民党も誠意を  
持つて審議に応ず、こういうことで  
が、中小企業庁長官はスーパー・マー  
ケットの問題については、どのよう  
にお考えになっておられますか。

○若武政府委員 スーパー・マーケッ  
トというのは、これは字が示しますよ  
うにアメリカで行われている言葉であ  
ります。日本でいわれるスーパー・  
マーケットというのは一体何だろうと  
いう問題が一つあるわけでありませ  
ん。いろいろ商業関係の専門家、その他  
の意見によりまして、スーパー・マー  
ケットというのは、少くとも以下あげ  
ますようなものがその概念の概要に  
なるのじゃないかと思つております。  
第一点としてやはり食料品を中心  
にして扱つておる店。その次には、こ  
れはやや技術的な問題があります。こ  
れは、陳列の方法その他やはりデパー  
ト式に品目別に陳列してある売場を  
持つておる。それから第三点として  
はセルフ・サービス方式を、全部の売  
り場とは申しませんが、少くとも大部  
分の売り場に採用していることが一つ  
の要件です。それから第四点として  
は、かなりの売り上げの規模がある  
ということが一つの要件にはせんで  
か、これは一日の売り上げ等のいろん  
な考え方もあるかと思ひますが、アメ  
リカでは大体一日五万ドル以上売り上  
げがある、こういうものを大体スー  
パー・マーケットといつておるよう  
であります。これにもう一点、一般の店  
舗より値段等において若干の差がある

ということも要件のうちには数えておる  
人もあります。要するに今申し上げま  
したような販売方法、店舗の構造等を  
持つておられますことが、日本では  
スーパー・マーケットという概念に当  
るものじゃないかというふうな考え方  
しております。

それから今百貨店の変形ではないか  
というお話がございましたが、これは  
実は全国各地にあります以上申し上げ  
ましたようなスーパー・マーケット  
を調べてみますと、いろいろな形態があ  
ります。百貨店の系統に属する大資本  
で経営しているスーパー・マーケット  
方式の店も若干あります。また他方場  
所によりましては従来ありました小売  
商が共同出資で自分の店舗を提供して  
やつておる、あるいは数人の小売商が  
集まつて一緒に出資してやつておる、  
それから中には消費者が出資してやつ  
ておるというふうなものもございま  
す。いろいろございまして、必ずし  
も百貨店の変形だというふうに見るの  
は、これはちょっと実態に合わないの  
ではないかと思つております。従つて  
われわれの方として、問題はそ  
ういうふうな大資本系統のスーパー・  
マーケットが各地にできて、付近の小  
売商に被害を与えるということは困  
るわけであります。それから一がいに  
スーパー・マーケットを押えるという  
ことは、これは消費者の利便の問題も  
ありましようし、またその企業形態の  
問題もございまして、またその適切でないの  
で、むしろ先ほど申し上げましたよう  
に、問題になるものをそのつど解決し  
ていくということ、これは都道府県  
知事のあつせん調整の対象にしたいと  
考えております。

○田中(武)委員 今私が問題にしてい  
るスーパー・マーケットは百貨店の脱  
法行為というのか、そういうのを問題に  
しているわけですか。今言われたような  
付近の小売商が一緒になって経営する  
のと違つたのです。私の考えが違つてい  
るかどうかわかりませんが、いわゆる  
スーパー・マーケットと市場との違い  
は、営業主体が一個であるか複数であ  
るかということと区別したいと思つて  
いるのですが、この問題についてはあ  
とでまた長官と質疑応答を重ねていき  
たいと思つております。

参考人の住宅公団の総裁が何かほか  
の委員会に呼ばれているそうです。こ  
ら、総裁に対する質問を先にいたした  
いと思ひます。と申しますのは昨年の  
十二月二十四日、われわれ商工委員は  
この小売商業特別措置法案、商業調整  
法案の審議に当りまして、実際の状況  
を視察するというところで横浜の市場  
を見て回つたわけですが、そのときにわ  
れは学芸大学の東光ストアその他を  
見ましたが、そのときに驚くべきこと  
を聞いたのです。あの東光ストアは経  
営者は東急系統の資本ですが、建物を  
建ててやつておると思つておつたこと  
ろが、あれは何か住宅公団のいわゆる  
げたばき住宅といふか、下を店舗  
にして上を住宅にする、あれの下全部  
を借り切つてスーパー・マーケットに  
しておる、こういうことを聞いて私は驚  
いたわけですが、総裁御承知のように、  
日本住宅公団法にはその第一条に目的  
が明記してあります。あらためて読ん  
でみますと「日本住宅公団は、住宅の  
不足の著しい地域において、住宅に困  
窮する労働者のために耐火性能を有す





学の場合の東光ストアは、そういう格好になっていきますか。

○加納参考人 さようでございます。

○田中(武)委員 そうじゃないでしよう。店舗を持つ北村さんという人は一画だけなんです。

○加納参考人 店舗を持つということでは、所有者だけの店舗というわけじゃありません。下を店舗に使うからというわけで申し入れがありまして、それでわれわれの方は店舗に使われるように作った、こういうわけでありまして。

○田中(武)委員 それは下をある程度に区切るとか、区切らないとかいうことには関係はないのですか。少くともあれは一つも区切っていないわけですね。従って区切っていないということでは、それ全体が一つの経営者によって使われる、すなわち東光ストアというようなものによって使われるということが、初めからわからなかったという事はない。建築の図面のときからそういうことになっていると思う。

○加納参考人 建築の図面は、大体すべてスペースはとってございませぬ。そうして所有者があとから区画をし、店舗に貸している、こういうわけでございます。

○田中(武)委員 建てるときに、へいと区切りというようなことを、図面には載せないのですか。

○加納参考人 載せません。

○田中(武)委員 ではあなたはあくまでもあの方法は間違いでない、こう言いつけられるのですか。

○加納参考人 間違いでないと断言いたしません。

○田中(武)委員 間違いでないとこう言っているのに対しては、これ以上

言ったって水かけ論になりますから、おきます。監督の建設省がいますか、そこでもっと明らかにしたいと思えます。

○長谷川委員長 建設省は今いないのです。

○大矢委員 関連して。これは大阪のことですが、最近いわゆるげたばきの建築ができて、そのげたばきの建築でそれを貸し付ける場合に、その地方で長年得意先をあげ、努力の結果せつかく店が立ち得る。その場合に、近くにそれができるといふことで、それを希望するのです。遠いですから、その希望した場合に、優先的にそれを貸す御意思があるかないか。これはそういうことじゃない、個人々々で、そういうことは条件なしに新しく選ぶんだ、こういうふうにお考えか。これは各方面にそういうことが起きているので、お伺いします。

○加納参考人 大体施設付の住宅を作ります場合は、全部の土地をある店が持つておるといふ場合には、施設付を作つて、その所有者が自分で全部を使うなり、また他の人にそれを貸し付けるなり、その人の随意でございます。その他の場合には、大阪でいたしました場合には、東区久宝寺町でやりましたわけでございますが、五軒、六軒の小さい店を持つておられます人たちの合同のたのみによりまして、店を作りまして、その場合には、御注文通り区画をして、家を作つて、その上に住宅を乗せる、そういうことでやつておられます。従つてほかの方がそれを借りられるかどうかといふことは、所有者とそ

の方の交渉によつてきまるわけでありまして、別に住宅公園はそれのあつて

んといふところまではいたしません。

○大矢委員 希望のあつた場合はその通りでよろしい。何らの希望もなしに、最初から公団自身が、土地が高いから、先ほど御説明があつたように、二階の方は住宅にする、下だけを店舗にする。それを新しく条件なしに建てた場合に、申し込んだ場合に近くの店舗の人を優先的に扱われるかどうか。

○加納参考人 別に近くであるから優先的といふふうな原則は持つておりませんけれども、家賃がちゃんと払えるという見込みがあり、それから上の住宅の環境を害しないというふうな商売である場合には、もちろん考慮いたします。

○大矢委員 これは私はあとからいろいろ実際問題として、具体的に公団の方にお話ししますが、それができたために、先ほど言ったように、せつかく開拓した商人が、同業者がここへ来ると困る。そういう場合に、そういう人が困るから、もし希望があれば、そういう人に優先的に貸すかどうか。実際問題として、公団が建てたために、その近くのせつかくしをせしめて努力したのが困るから、それを希望があつた場合に入れるか、このことなんです。

○加納参考人 今の御質問にお答えいたしますが、大きな団地を作りまして、七戸、千戸という団地を作りまして、どうしても店が必要なわけでございます。そういう場合に、公団が店舗を作つたときには、その土地の商工会議所をお願いして、そうして適当に推薦をしていただき、公団自体がこの店この店というふうなことはしないようにいたしております。それは

大きな団地を作つた場合でありまして、市街地の場合にはまだそういう例に出つくわしておらぬと思えます。

○大矢委員 これはまたあとで詳しくお伺いいたします。

それから大阪の西区の例の高級アパート、これをこらんにいたしましたか。これは下は店舗で、家賃は大ききその他でいろいろございましょう。ところがその上のいわゆる高級アパートというものは、最低一万から一万五千円、二万円近い。もちろん四つ、五つの間がある。一体こういう高級な住宅が果して必要かどうか。あるいは公団の目的が十分達した後においては、こういうものがあつてもいいけれども、今の住宅が払底しているときに、二万円近い家賃をとることは実際できせんよ。こういうことは一体どうしてやるのか、私もどうもわからない。従つて結局ここには長居をしない。高級の家賃を払おうとすれば、そこにはいわゆる私設の社交場ができた、あるいははなはだよろしくないうようなことが行われることは当然なんです。二万円近い家賃というものはどういふ私えませぬ。今こらんの通り一万数千円です。そういうことですから、これは一つぜひ今後の建築計画の上に考慮してもらいたい。私はそれがいかぬといふのではないのですよ。もつと先にやるべきことがたくさんある。そのことを御研究願いたい。

それからいま一つ、これはどこの都市でも同じですが、今お話のあつたように、住宅難で、土地がない、土地をどうしても確保するためには、場末あるいは周囲の衛星都市に集中します。これはもう当然でしょう。その際に一

番考慮してもらいたいことは、五階建、六階建のアパートがたくさん建ちますと、勢いそこには一つの社会施設としての小公園なり託児所なり、一番大事なこととは学校です。それから道路が必要である。その道路の中には下水、上水道——上水道なんかは料金が入つてきますから、長い目で見ればそう大したことはないかもしれないけれども、第一下水をいける道路の敷地を買わなければならぬ。その学校、道路の敷地あるいはそういう施設に各都市とも莫大な負担を負わされる。そこで私はこの際にぜひお願いしたいことは、そういう土地を確保する場合に学校その他社会施設に対しての土地の買入れに対して、その都市なりあるいは府県に対して合議の上で計画性を持つてやつたらどうか。そうでなければ、公団は公団の目的でどんだん家を建て、それから塵芥処理なり下水なり道路なり学校なりあるいは公園、託児所、こういうものをみな作らなければならぬことになってくると、各地方財政の赤字の状態はさらに負担が多くなる、そこで結論として申したいことは、ぜひ一つこういう計画のある場合、あるいは土地を確保する場合に、これは地方公共団体と共同でそれを買入れるとか、あるいは計画に学校もそういうものもちゃんと最初から入れて、これだけの建築があれば、どれだけの道路が必要だといふことで一緒に計画してもらわないと、これは地方でもはなはだ迷惑している。その点を現在やつておられるか、将来もつとそれらも合せて、土地を確保する場合に公団が確保して、そしてその価格でちゃんと公共団体にやらせる、こういうふう

にやる御意思があるか、あるいは現在までにそういうことをやられたかどうか、そのことについて一つ……

○加納参考人 たいだいまの御質問にお答えいたします。大阪の場合に一万何千、二万円近い家賃のアパートはございますが、これは建築の構造上やむを得ず上の方にそういうのを作った、そういう場所が出てきたものでございまして、やむを得ず作ったということと、一つは都会地にこのくらいのもので、たしめしやってみたわけでございます。しかしこれは公団の作っております家賃のうちから申しますと、たいたい十一万のアパートの所有者になっておるわけでありまして、その中の数十というわけでありまして、非常に少ないのであります。どうも一万円以上の家賃はやはり評判も悪うございまして、今後はすべて一万円以下に押えたい、そして大体平均のところは六千円程度でいきたい、こういう方針で三十四年度の計画は立てておるわけでございます。その点御了承願うございませぬ。

それから今の住宅公団が団地を作っていくのに、地方公共団体と十分連絡をしていくようにとお話でございませぬ。これはもう極力市、町村、府県と協力してやっておるわけでございます。

それから学校の場合のお話でございますが、学校につきましては市町村が学校を建てることのできなかつた場合には、住宅公団が敷地及び建物を提供いたしました。三年賦、四年賦で市町村の都合のいいようにして年賦で市町村に渡すこととしておりませぬ。

て、今日十五の学校を作っておる次第でございます。それから下水、汚水処理等につきましては、団地を作り出すときには最初から下水道と水道とガス管を入れまして、しかる後に道路を作ったときに家を建てる。こういうふうなやり方でもやっていますので、これはぜひ私どもの仕事をごらんになっていただきたい。日本としては画期的な宅地造成をやっているわけでございます。

○田中(武)委員 住宅公団の総裁にもう一点だけ確かめておきますが、あなたは下の方を店舗にする場合に、環境を乱すようなものはやらない、こういうことだったですね。少くともそこへ東光ストアのようなものが入って付近の商店街、小売商との間に物議をかもす、こういうことは環境を乱すということにならないかどうか、どういふうにお考えになりますか。

○加納参考人 私はそういうふうにお考えしております。私の申す環境というのは、住宅に入っている人のために悪く環境を作っては相済みぬというふうなだけしか考えておりませぬ。まことに思慮が至らぬのでありますけれども、それだけしか私の知恵が回りませぬ。

とか、物議をかもすとかいうことがわかっていくところへ、そういうものを保持していくことはどうか、こういうことなんでしょう。

○加納参考人 物議をかもすと思わないで作ったわけでございます。

○田中(武)委員 それじゃ物議を現にかもしているから、これは考慮しますか。

○加納参考人 物議をかもしているとするならば、できるだけその物議の小さくなるように今後努力いたします。

○田中(武)委員 わかりました。物議をかもすならば考慮する、けっこうです。

そこで次へ入りたいと思ひます。時間もだいぶかかりましたので、私は簡単にいきたいと思ひますが、東光ストアに関連してですが、今度は公正取引委員会にお伺ひしたい。鶴町町の東光ストアの問題につきまして昨年の二月十日、地元商店代表の方から公取に私的独占禁止法三条違反の提訴がなされております。このことにつきまして、去る七月三日私から若干の質問をいたしました。その後の経過を一つ承わりたいと思ひます。なお提訴せられてすでに一カ年、その間結論が出されてないようですが、それはどういふわけなのか、あるいはこれは憶測ですが、独禁法緩和の動きと相俟つて、独禁法緩和をせられたならばこれを却下するというつもりで延ばしているのではなからうか、こういうふうにお伺ひいたします。その間における経過を、簡単にけっこうです。要点だけをとりえて言っていたら、同時に見通しを言っていたら、

○田中(武)委員 そういう問題を起す

ら御質問、まさに二月にわれわれは申告を受けまして、それから当委員会でもたしか二度くらい状況を聞かれまして、結論から先に申し上げますと、二月から私の方の審査部で十分審査いたしました結果、提訴の私的独占に該当する事実がないということで、十一月の委員会で、日には忘れましたが、一応本件は不問にするということに決定いたしました。その私的独占に該当しないということは、現在の独禁法の法上から申し上げますと、これはもう田中先生十分御承知だと思ひます。私的独占のあの三条の規定から申しますと、排除する行為というものが、一定の取引分野における競争を自主的に制限するという、排除する行為が非常に強くて参らなければならぬのでございまして、東光ストアの場合は、特に人為的にこれを排除するという法律解釈が成り立たない、こういう建前をとったのでございませぬ。

○田中(武)委員 今の御答弁によると、この三十三年二月十日に出された申告は、独禁法三条には該当しない、こういうことで却下、こういうことなんでしょう。ではお伺ひしますが、そのときの調査に当りまして、東急のコンツェルンというのか、これの実態等を御調査になりましたか。

○坂根政府委員 十分調査して資料も詳細なものを作りまして、その東急が持株会社に該当するかどうか、資料もございませぬけれども、これは長くなりますが、一応法律解釈は独禁法の九条の持株会社には該当しない、こういう結論になっております。

○田中(武)委員 いわゆる独立機関で準司法的な存在である公正取引委員会

の去就に対してはとやかく申しませぬ。

そこで要求をいたしたいのですが、その結論をせられるに至る調査事項、ことに東急コンツェルンの実態とそれから三井物産等の実態、こういうことについての調査の資料をいたしたいと思ひます。しかる後にまたあらためて当委員会において意見を聞きたい、このように思ひます。

時間がありませぬから次に市場の項へ入りたいと思ひます。長官にお伺ひいたしますが、市場の項なんかは十分考えられた、こういうことですが、去る二月五日に参考人の意見を求めたときに、市場代表者が、ちょうどあなたの方で開かれた参考意見は、長官も十分聞かれたと思うのですが、政府案においていわゆる市場の乱立の防止が可能であるとお考えですか。

○岩武政府委員 前々から申しておりますように、可能だから提案したわけでありませぬ。

○田中(武)委員 これは賃貸契約を抑える、こういうことだけですね。その市場を建てること自体は押えない。従って市場を建てて、一つ一つ区分をして売るといふ場合は、これはもう規制できませんね。どうですか。

○岩武政府委員 お尋ねの点が建築リということであれば、これは規制できないと思ひます。なぜ乱設防止になるかというのは、この前から二度も三度もお答えいたしておりますので、省略いたします。

○田中(武)委員 それで答弁は済んだのですか。えらい簡単な。市場それ自体を押えるのでしょうか。ところがい

わゆる建売り屋が建ててほとんど売っていった場合は、幾らでも市場はできますね。

○岩武政府委員 買った人がどういう条件でそれを貸し付けるかということ、規制できると思います。このこと自体は規制できないわけですね。

○田中(武)委員 そうすると政府のといいますが、あなたの市場に対する規制の考え方は、建てた市場を賃貸しするときに、その契約で見ていこう、こういう点だけであって、建売り屋がほとんど市場を建てる、それをほとんど一軒々々区切って人が買っていく、そういう場合は幾ら市場が建ってもそれは本法ではどうにもできないし、そういうような市場は小売商の正常な秩序を阻害するものではないという見解なんですか。

○岩武政府委員 市場の建物を建てただけでは、これは市場にならないのであります。それを数個の小売商に貸し付けて初めて市場になるわけでありませう。建売りでたくさん作ってもけっこうであります。それを買った人が適正な条件で小売商に貸し付けられるかどうかということが問題であります。われわれの解釈によりますれば、要するに貸し付けることに、何らかの小売市場という建物の増加あるいは転賃の理由、建売りの盛行を来たす何か理由があるのだからというのを申し上げたのであります。従って建物を建てるのは自由でございますが、それを小売商に貸して市場というふうな形になるかどうかというところは問題であります。われわれはこういうふうなまみのあるのを押えて、そういうものの建設を防止しよう、こういうわけ

でございます。

○田中(武)委員 いや市場を建てるより、それを一つ一つ貸したときには貸す契約によって押えていける。それを一人々々が、甲乙丙丁が買う場合です。買って入るんですよ。この場合押えられませんか。それはやはり市場としての機能を果さないのでしょうか。借りて入るのと買うて入るのとではどう違ひましようか。

○岩武政府委員 部分的な建売りのお話だと思ひます。そういうことができませんかどうか私よく存じませんが、もしそういうようなことがいろいろ不動産の手続上できるということでありませうれば、それはこの法律では防止できないと思ひます。登記その他の関係でそういうことはなかなかむずかしいだろうと思ひます。

○田中(武)委員 いわゆる建売り屋というのですか、これは相当賢いと思ひます。こういうのができると今度は一つ一つ売るといふことをやっていく。少くとも賢明な長官はそのことは御存じだと思ひます。御存じでありながら、底抜け、かご抜けのざる法を作ることが最初から目的だった、こう断ぜざるを得ないと思ひますが、いかがですか。

○岩武政府委員 われわれはざる法を作るような考えは毛頭ございません。大部分の場合はこれで規制できると思ひます。ただ世の中には、なかなか狡猾な法網をくぐる人が多いわけでございますから、そういうようなことで、脱法的にいろいろなことをすることがあり得るのですが、そのときにはまた別途こういふ法律を改正しなければいかぬだろうと思ひますが、私の見通しによりますれば、この法案によりまし

て多くの場合は防止できると思ひます。

○田中(武)委員 すでに法律を作るときに脱法行為のあり得ることがわかっているのにその法を作るといふことは、立法者としてはどうなんですか。

○岩武政府委員 私はそういう場合はたくさん行われるとは思つておりません。ただ取締り法規ができませんれば必ず裏をくぐるのが出てきますのは、今までの法律の通りであります。しかしそういうことがいろいろ手続的にできることがどうか。私はあまり登記法とか、その他のことを存じませぬけれども、少くともこういうことで、多くの場合は当然規制できる。第一そういうことをやりますれば、相当高い権利金とかなんとなかにならましようから、そうしなければ中に入っている店がやっつけられないという問題がありますので、動機は経済的な動機でありますから、動機を押えるのが一番の根源だろうと思つております。

○田中(武)委員 一べんに払わなくて——これは賃貸契約を押えるのでしよう。売買契約をして、その傾斜は月賦で支払うという契約なら押えられないわけですね。私は、長官としては、もうすでに脱法行為が行われ得る可能性の強い法規は作るべきではないと考へまして、でき得ればこの法案を撤回せられよう御告したいのですが、しかし法律はあなたが作るのではなくてわれわれが作ります。従つて十分与党の諸君とも相談をしていきたい、このように考へております。

それから次に、いつでしたか、昨年末の中井委員の質問に答えての御答弁の中に、市場とは生肉、生果、生魚ですか、何かなまの三つがそろつたものを市場という、こういう御見解のようですが、どうですか。

○岩武政府委員 今世の中で言われております小売市場というものは、そういうふうな生活必需品を売っておるのが通常でございます。従つて普通一般の集団店舗と区別する点は、やはりそこにあるのだと思つております。

○田中(武)委員 そうしますと、その三つのうち二つだけははずす、こちら側はその三つのうち一つだけははずす、こういうのなら可能なのですか。

○岩武政府委員 そういうふうにもなつてくれば、そういうこともできるわけでありませう。

○田中(武)委員 語るに落ちるで、中小企業庁長官は、小売市場の件については十分考へられず、すでに抜け道を考へてこの法案を出された、こう断せざるを得ないと思ひます。委員長に申し上げませう。私実は八項目にわたつて質問をする予定で、現在四つ半ほどでございます。あとその一番いいところの生協の問題等が残ります。時間の関係もございませうので、この点を保留をいたしまして一応質問を中止いたします。しかし次には大臣にせひ出てきてもらつて、あとの四項目に對しての質問をさせていたたくことをお願いしておきまして、ちよつと休みます。

○長谷川委員長 小売商業特別措置法案の審査は一時保留いたします。

ト類輸出促進臨時措置法案の両案につきまして質疑を進めます。板川正吾君。

○板川委員 プラント類輸出促進臨時措置法案の大体私の質疑は終つたのであります。参考人を呼びました結果、参考人の意見等を聞いた上で、最後に一つ確認をし、質問を一、二申し上げて終りたいと思ひます。

参考人によつて明らかにされましたが、中小プラント・メーカーは、本法の成立によつて政府より業務を委託される社団法人日本プラント協会が、その委託業務を執行するに當つて、公正を欠く運営をすることをおそれておるわけでありませう。そこで中小プラント・メーカーの一致した希望をいたしました。委託業務を執行するに當つて委員会は何か設けてほしい、そしてその委員会には、日本プラント協会加盟メンバーのほかに、中小プラント・メーカーの代表者も参加してほしい、こういうことが要望されておるのが第一点であります。

第二点は、本法はプラント輸出に關して補償関係を規定いたしました。プラント輸出の隘路となつておるところのコンサルティングの体制強化という点については、実質的に触れておらない。そこで中小企業プラント・メーカーとしては、これを強化してほしい。そうして技術者のチャーターができるような措置を将来講じてほしい、こういう要望をいたしておるわけでありませう。この二点に對して、実は大臣にお伺ひしたかったのであります。出席できないようでありませうから、重工業局長に御答弁を願ひます。

○小出政府委員 プラント類輸出促進

臨時措置法に關連いたしました。先般参考人の御意見も拝聴いたしました。ただいま板川先生の御指摘になりました二点につきましては、まず第一段の、このリスク補償業務は指定機関といたしまして、とりあえずは社団法人日本プラント協会に業務を委託いたしますけれども、プラント協会の構成その他から見まして、中小のプラント・メーカーなり、あるいは中小のコンサルタントの意見を十分運営面に反映し得るような組織を考えたかどうかという点につきましては、私どもも全く同様と考えておりました。実際これを運営いたしました際には、先般もお答えいたしましたように、まあ実際はどういう形になりますか、一つの方法としては運営のための委員会というふうなものも設けまして、プラント協会の本来の業務とは切り離しまして、別個の組織を作つて、そこに中小のプラント・メーカーなり、あるいは中小のコンサルタントの意見を十分反映し得るような組織を考えていきたい、かように考えます。

それから第二段の御指摘がございまして、この法律はプラント類の輸出促進ということが眼目でございまして、その中身はリスク補償制度のことだけに觸れておりました。本来の目的であります。日本における強力なコンサルタントを育成強化するという面においては、確かに不十分であると思ひます。従ひまして、今後そういう面につきましては、とりあえずはプラント協会その他のコンサルタントの育成強化に努めざるを得ない、できまじらば、将来はその中核体になるような強力な、たとえば政府出資の特殊法

人というものも考えたいと思ひますけれども、とりえずは既存の各種の手段を強力に進めて参つて、技術者等もできるだけ広くブールし、チャーターできるような組織に育ちますように運営して参りたい、かように考えております。

○板川委員 以上、私重工業局長の御答弁によつて、私の質問を終わります。

○長谷川委員長 始関伊平君。

○始関委員 時間がございませぬので、問題をしほりまして、簡単に御尋ねをいたします。

特定物資につきまして、外貨の割当が行われるわけでございまして、これは一般の為替管理法に基いて行われる。その際におきまして、国内の需給関係、従つて国内における生産の事情も考慮されるわけでございまして、しかしながら、外貨の割当そのものは、これは為替管理法の第一条にございすように、外貨資金の有効な利用をはかる、こういう建前であつて、国内産業の保護というものをあまり直接に目的とするものではない。この点は、この前の委員会を通商局長からはつきり御答弁がありましたので、あらためてお尋ねをする必要はないと思ひます。これを時計の場合に当てはめて申しますと、国内でだんだん生産が伸びてきた、こういう事実、それと同時に、それにもかかわらず外産品の腕時計についても相当な需要があるということ、そしてそれを裏づける材料として、いわゆる密輸が驚くべきほど多数あるということが推計せられる、こういうふうな事情を考えて、同時に、時計というものの国民生活から見た緊要度、それも考えて、外貨資金の割当を

する、この辺までは何人も異論のないところであると思ひます。ただししかしながら、例の特定物資法に基く為替管理の認め方につきまして、国内の時計産業というものの保護をねらつておるといふよりほかには説明のしようのないような、そういう運用をしておるとすれば、これは為替管理法第一条の趣旨から見ても適当ではない、こう思ふのでございまして。ここで問題になりますのは、時計の輸入につきまして、ムーブメントでは四ドル半、また完成品では六ドル以下のものはいかぬのだ、こういうふうになつております。外国の時計といへども、きのうも中川政務次官が言われたように、すべて優秀な時計というわけでございませぬので、非常に下等な粗悪品については、これを輸入を認める必要はない、これは外貨の有効利用にはならぬという趣旨において、私はこれを了承いたしました。ただ、そこまできいかい規制をするのが適当であるかどうか。またこういう例はほかにはない。外国にはもちろんない。そういう意味で、あまり好ましい制度ではなからうと思ひますけれども、それはよろしかろう、こう思ひます。一方、国内でできます時計というのは、元は五千円内外、それがだんだん品質がよいものができまして、ただいまでは一万円ぐらゐのものまでできる、こういうことになつております。ところが、時計メーカーの業界におきましては、特に全部とは申しませんが、少くともその一部では、国内で一万円までの時計ができるならば、それと同じと申しますか、同一以下に値するようない、そういう品質の時計と

要はないんだ、こういう考え方があつた。これはかつて通商、重工両当局に時計業界の代表が、十ドル以下の時計の輸入は禁止してもらいたいというふうな陳情をいたしたことによつても、私は明らかであると思ひます。ところが、さつき申し上げたように、結局外国の時計の輸入を認めるというところは、これは密輸の防止である。あるいは国内産業に刺激を与えるのだとかいろいろございしますが、要は国内に需要があるからこれを認めるのだというところに私は帰するのだと思ひます。国内に需要があるという点におきましては、一万円以下も以上も同じである。一万円以下については国内でも需要がないのだ、国産品に間に合つて、外国品は必要がないのだということならば別であります。事実はそのようではないのであります。密輸品もこのランクに位するものが一番多いという事情によつても、一万円というラインであるいはこれは将来もう少し上のものができるとして、一万五千円のラインで、輸入を認めるとか認めないとかそういう規制をすることは、これはまったく意味がない。もしそういうことをすれば、これは国内産業の保護を直接にやつておるといふ考え方にならざるを得ない。これは先ほど申し上げました為替管理法第一条の精神から見ても適当でない。それで私は通産省の御当局は、重工、通商両当局もだんだん関連がはつきりいたしまして、ただいま私が申したような意味での輸入制限禁止価格というものを考えていらつしやらないやうであります。この問題は将来とも問題が起つて参る可能性がきわめて大きいと思ひます。この際通商、

重工両局長、特にこの問題に關係の深い、重工業局長の明解なる御答弁をお願いいたしました。その答弁が満足いたすものであれば、御質問は一回限りでやめる、こういうこととございまして。

○小出政府委員 腕時計の輸入につきまして、昨日主として密輸の問題に關連をいたしました。関税当局あるいは警察当局から詳細御答弁がございまして、密輸の關係については御承知の通りであります。ただいま御指摘がございまして、腕時計につきまして現在輸入について外貨割当方式をとりおきます趣旨は、御指摘の通り外国為替管理法の第一条に書いてございまして、外貨の有効利用というところに主眼があるわけでございまして、これは輸入一般について同じようなことが言えるわけでございまして、できるだけ国産品を助成し育成していく、不必要な輸入は押えるというものは当然でございまして、腕時計の場合におきましては、やはり同様に外貨の有効利用という趣旨に基きまして、外貨資金の割当方式をとつておるわけでございまして。直接に国産品の保護、国産品メーカーの保護をせんがために、それを直接の目的にしてやるという建前ではございませぬ。従来ある程度輸入の場合につきまして平均単価についての一定の制限をいたしております趣旨も、やはりその外貨の有効利用という趣旨に基きまして、できるだけ粗悪品の輸入を防止いたしまして、将来国産品につきましても漸次品質の向上をはかるような刺激を与える意味におきまして輸入を緩めていきたい、こういう趣旨でございまして。かたがた、一方に

腕時計の輸入につきまして、昨日主として密輸の問題に關連をいたしました。関税当局あるいは警察当局から詳細御答弁がございまして、密輸の關係については御承知の通りであります。ただいま御指摘がございまして、腕時計につきまして現在輸入について外貨割当方式をとりおきます趣旨は、御指摘の通り外国為替管理法の第一条に書いてございまして、外貨の有効利用というところに主眼があるわけでございまして、これは輸入一般について同じようなことが言えるわけでございまして、できるだけ国産品を助成し育成していく、不必要な輸入は押えるというものは当然でございまして、腕時計の場合におきましては、やはり同様に外貨の有効利用という趣旨に基きまして、外貨資金の割当方式をとつておるわけでございまして。直接に国産品の保護、国産品メーカーの保護をせんがために、それを直接の目的にしてやるという建前ではございませぬ。従来ある程度輸入の場合につきまして平均単価についての一定の制限をいたしております趣旨も、やはりその外貨の有効利用という趣旨に基きまして、できるだけ粗悪品の輸入を防止いたしまして、将来国産品につきましても漸次品質の向上をはかるような刺激を与える意味におきまして輸入を緩めていきたい、こういう趣旨でございまして。かたがた、一方に



昭和三十四年二月二十八日印刷

昭和三十四年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局